

■水質検査結果について(令和4年11月実施)【排水】

試料種別	排水		
試料採取場所	道心坂埋立地		
試料採取者名	(社)県央研究所		
試料採取年月日	令和4年11月10日		
試料採取時間	11時00分		
計量の対象	単位	計量の結果	計量の方法
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	0.5未満	S49環告第64号付表4
フェノール類含有量	mg/L	0.1未満	JIS K 0102-28.1
銅含有量	mg/L	0.01	JIS K 0102-52.4
亜鉛含有量	mg/L	0.01未満	JIS K 0102-53.3
溶解性鉄含有量	mg/L	0.01	JIS K 0102-57.4
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.01未満	JIS K 0102-56.4
クロム含有量	mg/L	0.01未満	JIS K 0102-65.1.4
大腸菌群数 ※	個/cm3	52	S37厚生省・建設省令第1号別表第1
燐含有量	mg/L	0.49	JIS K 0102-46.3.1
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003未満	JIS K 0102-55.3
シアノ化合物	mg/L	0.1未満	JIS K 0102-38.3
有機燐化合物	mg/L	0.1未満	S49環告第64号付表1
鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	JIS K 0102-54.3
六価クロム化合物	mg/L	0.04未満	JIS K 0102-65.2.1
砒素及びその化合物	mg/L	0.01未満	JIS K 0102-61.2
総水銀	mg/L	0.0005未満	S46環告第59号付表2
アルキル水銀化合物	mg/L	検出せず(0.0005未満)	S46環告第59号付表3
ポリ塩素化ビフェニル[PCB]	mg/L	0.0005未満	S46環告第59号付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.01未満	JIS K 0125-5.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01未満	JIS K 0125-5.1
ジクロロメタン	mg/L	0.02未満	JIS K 0125-5.1
四塩化炭素	mg/L	0.002未満	JIS K 0125-5.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004未満	JIS K 0125-5.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02未満	JIS K 0125-5.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04未満	JIS K 0125-5.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.01未満	JIS K 0125-5.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006未満	JIS K 0125-5.1
1,3-ジクロロプロベン	mg/L	0.002未満	JIS K 0125-5.1
チラム	mg/L	0.006未満	S46環告第59号付表5
シマジン	mg/L	0.003未満	S46環告第59号付表6第1
チオベンカルブ	mg/L	0.02未満	S46環告第59号付表6第1
ベンゼン	mg/L	0.01未満	JIS K 0125-5.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.01未満	JIS K 0102-67.2
ほう素及びその化合物	mg/L	0.2	JIS K 0102-47.3
ふつ素及びその化合物	mg/L	0.1	JIS K 0102-34.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 #	mg/L	4.0	JIS K 0102-43.2.5、43.1.2及び42.2
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05未満	S46環告第59号付表8第2
水温 ※	°C	17.8	JIS K 0102-7.2

#印の項目はアンモニア性窒素×0.4、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の合計量として値を記載した。

※印の項目は計量証明対象外です。

天候(前日/当日):晴れ/晴れ

試料種別	排水		
試料採取場所	道心坂埋立地		
試料採取者名	(社)県央研究所		
試料採取年月日	令和4年11月10日		
試料採取時間	11時00分		
計量の対象	単位	計量の結果	計量の方法
塩化物イオン	mg/L	1600	JIS K 0102-35.1
電気伝導率[EC] ※	mS/m	590	JIS K 0102-13
水温 ※	°C	17.8	JIS K 0102-7.2

※印の項目は計量証明対象外です。

天候(前日/当日):晴れ/晴れ

■ダイオキシン類検査結果について(令和4年11月実施)【排水】

試料種別	排水		
試料採取年月日	令和4年11月10日		
試料採取時間	11時00分		
試料採取場所	道心坂埋立地		
試料採取者名	(社)県央研究所		
計量の対象	単位	計量の結果	検査方法
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.000078	平成12年1月環境庁厚生省告示第1号 及びJIS K 0312:2020